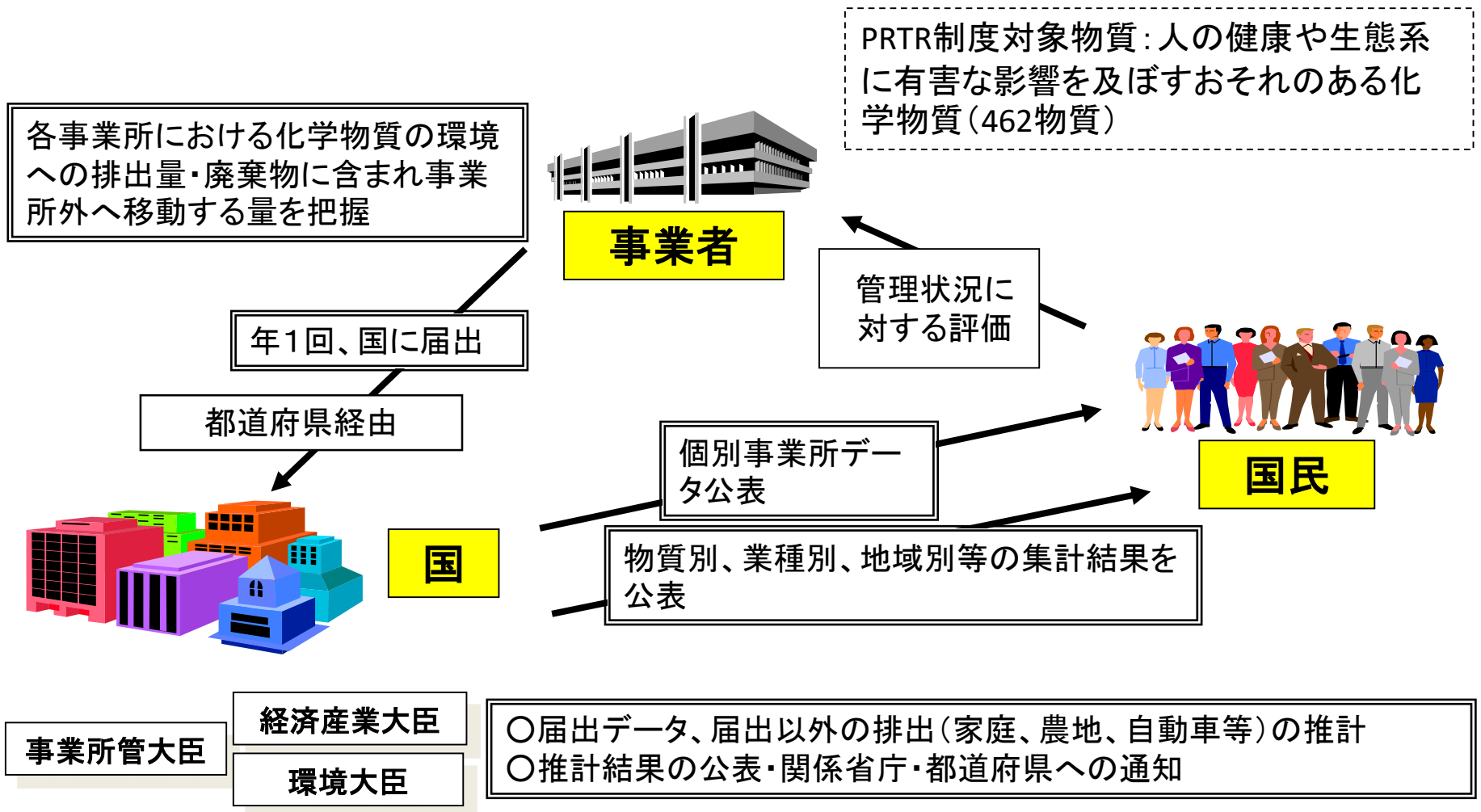


# 化学物質排出把握管理促進法について

平成30年8月8日

環境省 大臣官房環境保健部  
環境安全課

# PRTR制度(化学物質排出移動量届出制度)の仕組み



- ・化学物質排出把握管理促進法(化管法)により導入
- ・法施行後の見直し(平成20年)により、対象物質・業種等を変更
- ・平成30年度、制度見直しを開始

# 平成28年度 総届出排出量・移動量

届出移動量: 60%

下水道への移動  
0.31%

届出排出量: 40%

大気への排出  
36%

## 届出排出・移動量上位5物質

	物質名	排出量	移動量	合計
1	トルエン	51	35	86
2	マンガン及びその化合物	2.1	52	54
3	キシレン	27	8.1	35
4	クロム及び三価クロム化合物	0.13	19	19
5	エチルベンゼン	15	3.3	18

(千トン/年)

総届出  
排出量・移動量

376千トン/年

公共用水域への排出  
1.9%

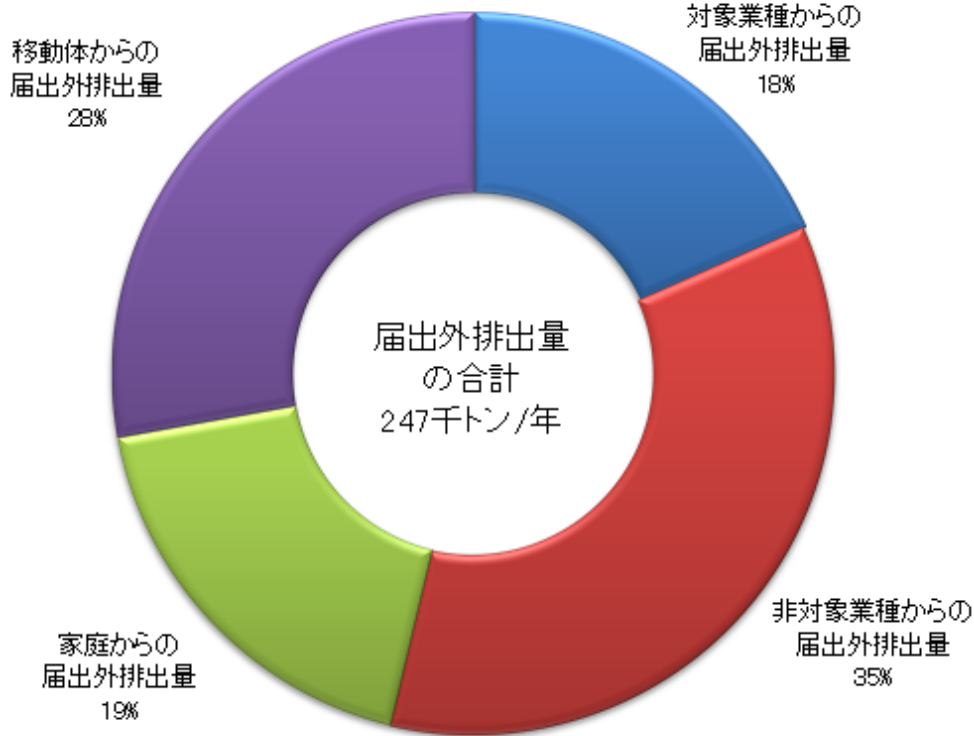
土壌への排出

埋立処分 0.00071%  
2.0%

事業所外への廃棄物  
としての移動  
59%

- ・届出排出量 151千トン(前年度155千トンと比べて2.1%の減少)
- ・届出移動量 224千トン(前年度221千トンと比べて1.7%の増加)
- ・届出排出量と届出移動量の合計 376千トン(前年度375千トンと比べて0.1%増加)

# 平成28年度 届出外排出量の構成



## 届出外排出量上位5物質

	物質名	排出量
1	トルエン	46
2	キシレン	45
3	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル (アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	23
4	エチルベンゼン	18
5	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	10

(千トン/年)

## < 推計対象とした物質(325物質) >

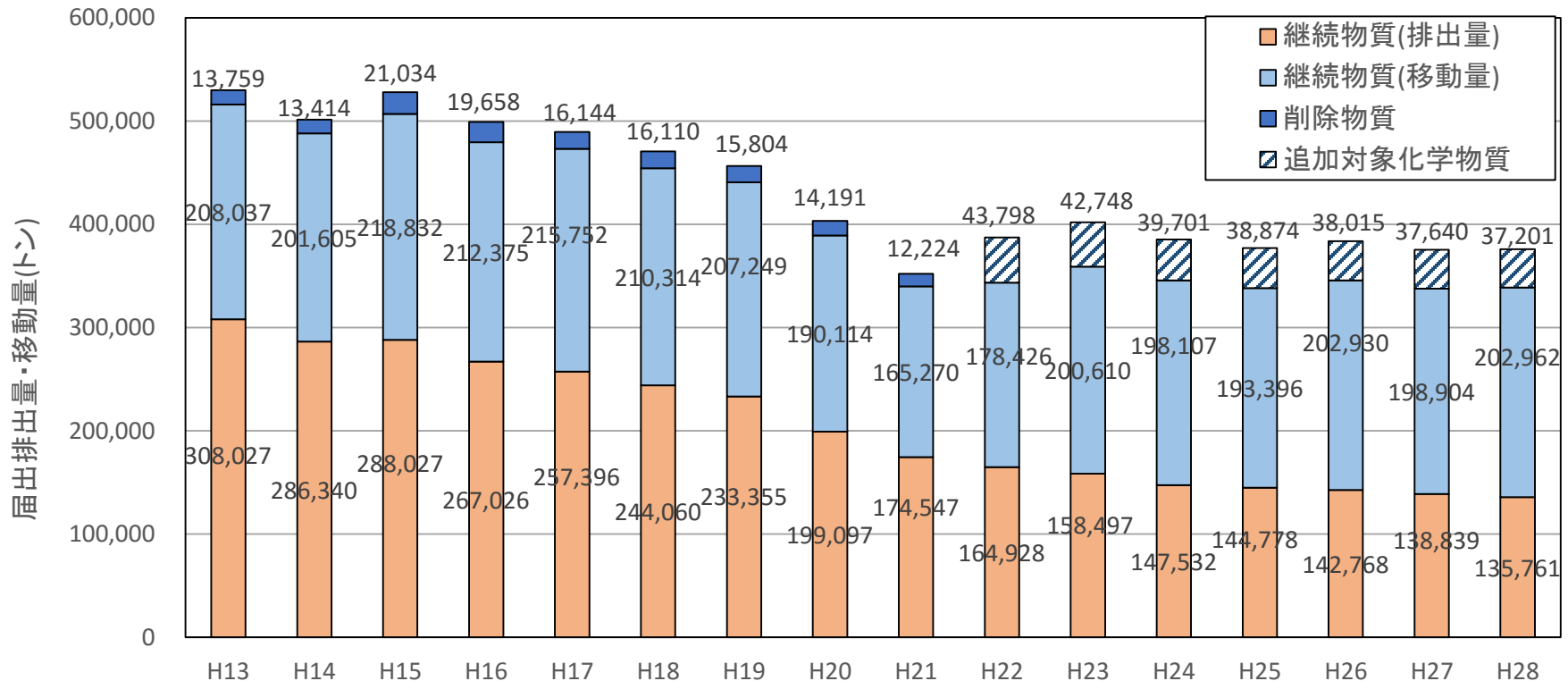
- ・ 対象業種からの届出外排出量 : 45千トン(構成比 18%) ← 45千トン(H27)
- ・ 非対象業種からの排出量 : 87千トン( " 35%) ← 82千トン(H27)
- ・ 家庭からの排出量 : 46千トン( " 19%) ← 46千トン(H27)
- ・ 移動体からの排出量 : 66千トン( " 28%) ← 56千トン(H27)
- ・ 合計 : 247千トン( " 100%) ← 229千トン(H27)

# 平成13～28年度 届出排出量・移動量の経年変化

●化管法政令改正前後で継続して届出対象物質として指定された276物質(継続物質)の総届出排出量・移動量は339千トン(対前年度比+0.29%)

＜排出量＞136千トン(対前年度比▲ 2.2%)

＜移動量＞203千トン(対前年度比+2.0%)



※追加対象: 化学物質: 平成20年PRTRの届出対象に追加された186種類の第一種指定化学物質

※削除物質: 平成20年PRTRの届出対象から除外された73種類の第一種指定化学物質

※化管法の見直しに伴う継続物質等の考え方

物質継続物質(276物質)には、政令改正前後で完全に同一の物質として継続して指定された物質(265物質)に加え、政令改正により統合又は分割された物質で政令改正前後で対象となる物質の範囲が完全に一致する物質(4物質)及び政令改正前後で対象となる物質の範囲が完全には一致しない物質(7物質)を含む。

# PRTRデータの活用に向けた取組

- 環境省ウェブページにおいて、個別の事業所データをグラフや地図上にわかりやすく表示し、視覚的に捉えやすい形で情報発信
- PRTRデータをわかりやすく解説した「PRTRを読み解くための市民ガイドブック」を毎年度作成・配布

